

市第1号議案

横浜市みなとみらい21地区スマートなまちづくり審議会 条例の制定

横浜市みなとみらい21地区スマートなまちづくり審議会条例を次のように定める。

平成25年5月17日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市みなとみらい21地区スマートなまちづくり審議会 条例

（設置）

第1条 みなとみらい21地区におけるスマートなまちづくり（情報通信技術の活用等を図ることにより、市民生活の質を高めながら、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができるまちづくりをいう。）の推進を図るため、市長の附属機関として、横浜市みなとみらい21地区スマートなまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) みなとみらい21地区における情報通信技術を活用したエネルギー対策に関すること。
- (2) みなとみらい21地区における環境に配慮したまちづくりに関すること。

- (3) その他市長が必要と認める事項
(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 審議会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 第6条第3項及び第4項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項及び第4項並びに前条第1項本文及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「審議会」とあるのは「部会」と、第6条第4項及び前条第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と、同条第2項中「委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた）」とあるのは「部会の委員（当該部会に会長に指名された臨時委員がある場合にあっては、その）」と読み替えるものとする。

（関係者の出席等）

第9条 会長又は部会長は、それぞれ審議会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、温暖化対策統括本部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

みなとみらい21地区におけるスマートなまちづくりの推進を図る目的で、市長の附属機関として横浜市みなとみらい21地区スマートなまちづくり審議会を設置するため、横浜市みなとみらい21地区スマートなまちづくり審議会条例を制定したいので提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第 138 条の 4 （第 1 項及び第 2 項省略）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。